

平成 29 年度 F I T 交流・二地域居住ツアー実施業務委託公募型プロポーザル  
にかかるとる企画提案競争の公募に関する公告

公募型プロポーザル方式に基づく平成 29 年度 F I T 交流・二地域居住ツアー実施業務委託  
について、次のとおり公告する。

平成 29 年 8 月 7 日

F I T 構想推進協議会  
会長 福島県知事 内堀 雅雄

記

1 企画提案競争に付する事項

(1) 業務名

平成 29 年度 F I T 交流・二地域居住ツアー実施業務

(2) 業務内容

交流・二地域居住ツアーの企画立案、実施及び付随する一切の業務（参加者の募集、参加申込の受付、旅行契約の締結、代金の受領・精算、アンケートの実施・取りまとめ・分析等）とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 企画提案競争参加資格

(1) 企画提案競争に参加しようとするものは、以下のすべての要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。入札参加有資格者名簿への登録は契約締結時まで完了していること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875

- ④ 業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- ⑤ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

### 3 企画提案競争参加手続等

#### (1) 公募に関する説明書の交付

##### ① 交付場所及び問い合わせ先

茨城県企画部県北振興課（担当：岩田）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-2715

なお、説明書は上記において直接交付するほか、入札情報サービスからダウンロードできる。

##### ② 交付期間

公告の日から平成 29 年 8 月 9 日まで（土日祝日を除く）

受付時間：午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

#### (2) 企画提案競争参加申込方法

##### ① 提出物

説明書 様式第 1 号「企画提案競争参加資格確認申請書」。詳細については、説明書による。

##### ② 提出先

3（1）①に同じ。

##### ③ 提出方法

持参または郵送。

##### ④ 提出期限

平成 29 年 8 月 9 日 午後 5 時まで（郵送の場合は必着）

##### ⑤ 資格確認結果の通知

「入札参加資格確認通知書」（説明書 様式第 3 号）により、平成 29 年 8 月 10 日までに通知する。なお、不適合通知を受けた者は、本企画提案競争に参加することができない。

(3) 質疑

① 質疑方法・回答方法

説明書による。

② 質疑受付期間

公告の日から平成 29 年 8 月 9 日 午後 5 時まで

(4) 企画提案書等の提出期限等

① 提出物

説明書 様式第 2 号「企画提案書」

(注) 提案事項や提出書類及び提出部数, その他記載上の注意点等は説明書による。特に, 企画提案書の作成に当たっては, 説明書に記載の留意事項を十分考慮すること。

② 提出先

3 (1) ①に同じ

③ 提出方法

持参または郵送 (送付記録が残るものに限る。)

④ 提出期限

平成 29 年 8 月 25 日 午後 3 時まで (郵送の場合は必着)

4. その他

(1) 書類の作成に用いる言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提案者の負担とする。提出された企画提案書は返却しない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には, 企画提案書を無効にするとともに不利益処分を行うことがある。

(5) その他詳細は説明書に記載のとおり。